

2023保険証交付学習会テキスト

健康増進 守ろう建設国保



岡山県建設国民健康保険組合

みんなの建設国保

建設国保は国民健康保険法に基づいて設立された公法人です。

国保組合規約に定められた建設業の仲間が加入でき、建設業の実態に沿った運営をしている医療保険です。医療費の償還金や傷病手当金、無料の集団健診や保養所利用補助などは市町村国保にはない建設国保独自の制度です。

また、組合員が法人事業所を設立したり、5人以上の従業員を雇う個人事業主になった場合は、協会けんぽ（社会保険）及び厚生年金が強制適用になります。ただし、「健保適用除外」の手続きをすることにより、建設国保に残ったままで厚生年金の適用を受けることができます。（社会保険と同等の取扱いになります。）

ハガキ要請行動にご協力ください

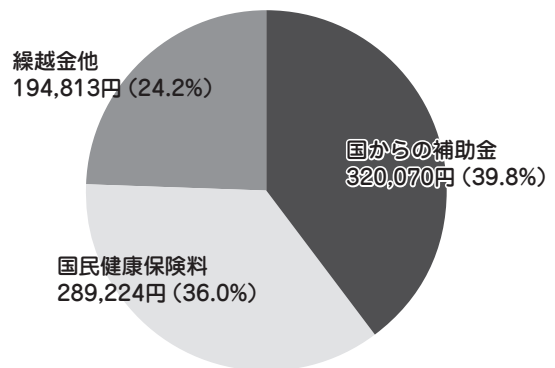
建設国保の運営は保険料と補助金で支えられています。

令和4年度岡山建設国保の収入の内訳をグラフにしています。

国からの補助金が、保険料よりも大きな割合を占めています。

国からの補助金が減ると、保険料の引き上げにつながります。

令和4年度岡山建設国保収入額
(組合員1人当たり)



建設国保に加入できる職種

大工	左官	建具工	板金工	石工	配電工	塗装工	タイル工	土工
人夫 (雑役)	畳工	ブロック工	配管工	鉄骨工	造園工	表具工	鉄筋工	屋根工
ガラス工	内装工	サッシ工	蔦工	家引工	小舞工	ハツリ工	ラス張工	防水工
インテリア	測量士	型枠工	スレート ぶき	エクステリア	軽天仕上	金物取付	シャッター 取付	築炉
建築家具	ダクト	建築美装	プレハブ 組立	外装仕上	溶接工	建設車両 運転手	保温工	設備 機械工
設計士	ガン吹工	空調	住宅設備	舗装	断熱	サイディング	地質調査	防災工
営繕	看板工	防蟻工	現場監督	建設営業	解体工	事務員 (適用除外事業所)	※類似職種の場合には所属支部へ相談してください。	

これからの建設国保

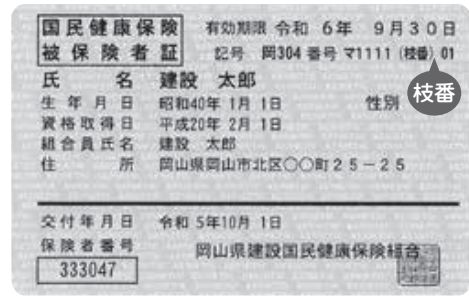
建設国保の保険料や給付内容は、みなさんの代表である組合会議員や理事が参加して開催される国保組合会で審議・決定します。令和5年度の保険料は下表のとおりです。

年齢の到達以外で保険料区分（事業形態）が変更になった場合には速やかに所属支部で手続きをしてください。

第9種該当者のうち、学生と障害者については申請により保険料が第8種になりますので、在学証明または障害者手帳を持って支部で手続きをしてください。（包括加入の家族は第8種の保険料となります。）

保険証は1人1枚のカード式で被保険者番号と個人を識別するための枝番が入っています。就学や施設入所などの理由で住民票を異動する場合には所属支部へ届出をしてください。

※包括加入とは、組合費を払っている家族をいいます。



令和5年度保険料

(単位：円)

区分	事業形態	保険料(医療分+後期高齢者支援金分)
第1種	法人の事業所の代表者に該当する組合員	23,500 (20,400+3,100)
第2種	個人事業主、建設業許可を取っている組合員	22,400 (19,300+3,100)
第3種	一人親方に該当する組合員	19,500 (16,400+3,100)
第4種	職人に該当する組合員 (31歳以上69歳以下)	18,000 (14,900+3,100)
第5種	〃 (70歳以上及び6・7種以外の女子組合員)	16,000 (12,900+3,100)
第6種	〃 (20歳以上30歳以下)	11,900 (8,800+3,100)
第7種	〃 (19歳以下)	8,400 (5,300+3,100)
第8種	扶養家族1人あたり (第9種保険料該当者を除く)	4,400 (2,500+1,900)
第9種	扶養家族のうち、20歳以上64歳以下の男子1人あたり (ただし学生・障害者は申請により第8種保険料)	10,500 (8,600+1,900)
介護	40歳以上64歳以下の被保険者	2,800

☆同居（住民票が同じ世帯）の一人親方（第3種）が複数いる場合、1人を除いて他の同居者は職人区分（4、5、6、7種）のいずれかになることができます。

☆第8種保険料及び第9種保険料の徴収にあたっては、第9種保険料該当者を優先することとし、徴収人数は、第8種及び第9種該当者を合わせて6人までとなっています。

見本

請求明細書	
振替 金融機関	銀行 支店
振替日	5年8月15日
当月請求額	35,910

科目名	金額	備考
国保保険料医療分	21,400	9月分
介護保険料	2,800	1人分
後期高齢者支援金	6,900	3人分
本部費	1,360	
支部費	2,000	
けんろう共済	800	
医療共済	650	

本人第3種（42歳） 家族第8種（妻38歳、子10歳）の例
 医療分 16,400円 + (2,500円 × 2人) = 21,400円
 介護保険料 2,800円 + 1人 = 2,800円
 後期高齢者支援金 3,100円 + (1,900円 × 2人) = 6,900円

被保険者資格の異動手続きについて

あなたの世帯に次のような異動があったら **14日以内** に所属支部へ届け出てください。

氏名・住所が変わったとき

【必要なもの】
保険証、住民票
(世帯全員)、印鑑



出産、結婚、転入など 家族が増えたとき

【必要なもの】
保険証、
続柄とマイナンバーの
記載がある住民票、
印鑑



建設業以外に転職したとき

【必要なもの】
保険証、印鑑
支部で脱退の
手続きをしてください



就職、死亡、転出などで 家族が減ったとき

【必要なもの】
保険証、
住民票または
死亡証明書、印鑑



家族が他県で就学のため 住民票を異動するとき

【必要なもの】
保険証、在学証明書、
印鑑



施設入所などで住民票を 異動するとき

【必要なもの】
保険証、
施設入所証明書等、
印鑑



20～64歳の男性家族が学生 または障害者になったとき

【必要なもの】
保険証、在学証明書、
または障害者手帳、
印鑑



保険証を紛失、破損したとき

【必要なもの】
破損した保険証または
紛失届出書等、
印鑑



※住民票は「続柄」及び「マイナンバー」が記載されたものを提出してください。

※外国籍の方については、国籍、在留資格、在留期間、在留期間等の満了の日が記載された省略の無い住民票を提出してください。

※個人番号（マイナンバー）の確認書類が必要な場合があります。

※取得以前に社会保険に加入していた方は、喪失証明書を提出してください。

保険証の取扱について

給付制限

病気やケガをしても、健康保険が使えないものや給付制限のある場合があります

健康保険適用外

- 正常な妊娠、分娩
- 歯列矯正
- 美容整形
- 健康診断
- 仕事中のケガや仕事による病気

健康保険で制限されるもの

- 犯罪行為によるもの

★すべての給付について、申請手続きは2年以内に行ってください。

★第三者行為によるケガや病気（5頁参照）により保険証を使用するときは、必ず所属支部へ届出てください。

★他の法令の規定等により、これらに該当する給付を受けることができる場合は、その限度において給付を行いません。



健康保険証を提示しないと

治療費が多くかかることも！

医療機関等への保険証の提示は、月単位ではなく、原則、毎回提示することになっています。健康保険証の提示がない場合、保険がきかない治療（自由診療）として治療費が請求されることがあります。

高齢受給者証や限度額適用認定証（8頁）をお持ちの方は、保険証とともに必ず提示してください。提示しないで受診すると、治療費が多く請求されることがあります。

資格重複について

就職などで社会保険や市町村国保へ移行した場合、必ず脱退、喪失の手続きが必要になります。社会保険等に参加しただけでは建設国保の資格は自動喪失にならないため、保険料の二重払いとなります。健康保険の資格に異動があった場合には速やかに脱退・喪失の手続きをしてください。

また、前の保険者へ加入したまま建設国保に重複加入した場合、建設国保の資格が喪失される場合がありますのでご注意ください。

建設国保の資格を喪失した場合 保険証は使用できません。



※変更の手続きは14日以内に所属の支部へ届出をしてください。

脱退（組合を辞めたとき）・喪失（扶養の方が他保険に切り替わった場合）した場合には、建設国保の保険証が有効期限内であっても保険証は使用できません。また、建設国保の保険証を紛失した場合には紛失届も提出してください。

資格喪失後は速やかに所属支部へ建設国保の保険証を返却してください。誤って資格のない保険証で受診すると、建設国保が立て替えている治療費を返還していただくことがあります。

他の健康保険に切り替わって保険証がまだできていない場合は、その新しい保険者に資格取得証明書（仮保険証）を発行してもらい受診してください。また、建設国保から新しい健康保険に切り替わった時期に受診する場合には、速やかに全ての医療機関等の窓口へ申し出てください。

相手の行為によってケガや病気をした場合

交通事故やケンカ、犬に咬まれた、食中毒など、相手の行為によってケガや病気をした場合には通常保険証は使用せず、相手に医療費を請求します。（第三者行為と言います）ただし、「第三者行為による傷病届」を提出すれば建設国保が医療費を立て替えて、後日相手に請求を行います。（自己負担額については立替対象外です）医療機関の窓口では必ず第三者行為である旨を伝えて治療を受けてください。保険証を使用して治療を受けたら速やかに「第三者行為による傷病届」の手続きをお願いします。

また示談の際の留意点として、事故現場で相手に補償について結論を迫られても、その場での示談や交渉は絶対にしないようにしましょう。事故発生の原因があなただけに限らず、相手にも過失があることがあります。その場で示談が成立すると、建設国保が立て替えた医療費を相手に請求できなくなる場合があります。

建設国保からの傷病原因の照会をします

建設国保では、国保を使って治療をした場合、ケガや病気の原因を文書でお尋ねすることがあります。必ず返答をお願いします。第三者の行為が原因のケガや病気の治療で国保を使用したにも関わらず、答えが無い場合は、本来負担する必要がない費用を、組合員皆さんの保険料から負担することになってしまいます。

仲間の生活を守る建設国保の給付

一部負担金

医療費の自己負担額

区 分	負担割合
組合員・家族	3割
小学校就学前	※2割
高齢受給者（70歳～74歳）	2割 現役並み所得の方は3割

※小児医療費公費負担制度は市町村によって対象年齢が異なりますので、お住まいの市町村へ問い合わせてください。

償還払い制度（組合員本人のみ）

建設国保に加入する組合員本人が医療機関で受診した際、市町村国保や社会保険など同様に窓口で医療費を支払っていただきますが、自己負担額が医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）1件につき、1ヶ月に17,500円を超えた額を給付します。建労医療共済からも給付がある場合があります。詳しくは、13頁を参照ください。

※高額療養費（7頁）に該当する場合には申請が必要です。

※治療原因が外傷の場合は支部へ届出が必要です。

※資格喪失、保険料未納、不正受診等により給付できない場合があります。

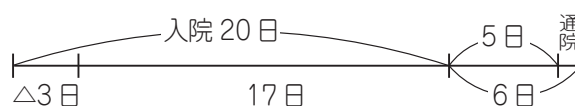
傷病手当金（組合員本人のみ）

組合員が病気やケガのため連続して4日以上（受診後の医師の証明期間）仕事を休んだときに申請により1日3,000円、入院は1日7,000円を最高70日間補償します。

ただし、工作中や相手のいるケガ、交通事故は対象になりません。最終の業務不能日の翌日から3年経てば、残日数の有無に関係なく、再度70日の受給の権利が復活します。また、最終の受給日から3年以内に再度休業した際には残日数を限度に傷病手当金を受給することができます。

申請書に、医師の証明をもらって所属支部へ提出してください。

例) 20日間入院し、退院後5日間自宅療養の後、1日通院し業務許可が出た場合



傷病手当金 3日間 待機期間
17日間 入院分 $7,000円 \times 17日$
=119,000円
6日間 入院以外分 $3,000円 \times 6日$
=18,000円
計137,000円

高額療養費

1ヶ月（暦月）の自己負担額が下表の自己負担額を超えたとき、超えた額を申請により高額療養費として建設国保から給付します。治療理由が外傷の場合には負傷届の添付が必要です。
ただし、70歳未満の方と70～74歳の方では限度額が異なります。

70歳未満の場合

医療機関ごと、入通院別に計算します。同一世帯で同じ月に21,000円以上の自己負担が複数ある場合には、それらを合算して自己負担限度額を超えた額を高額療養費として給付します。（世帯合算高額療養費）

表1

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% 〈多数該当140,100円〉
イ	600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% 〈多数該当93,000円〉
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% 〈多数該当44,400円〉
エ	210万円以下	57,600円 〈多数該当44,400円〉
オ	住民税非課税	35,400円 〈多数該当24,600円〉

〈多数該当〉過去12ヶ月に3回以上、4回目から

★所得要件の判定基準

同一世帯の被保険者に係る基礎控除後の所得金額を合計した額で判定します。

70～74歳の場合

現役並みの区分の方や、1ヶ月（暦月）にかかった診療が入院のみ、または外来と入院がある場合は自己負担限度額までの支払いとなります。一般と低所得の区分の方で1ヶ月（暦月）にかかった診療が外来のみの場合は、すべての医療費の額を計算し、外来（個人）の額を超えた部分を給付します。

表2

区分	所得要件	自己負担限度額	
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% 〈多数該当140,100円〉	
現役並みⅡ	課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% 〈多数該当93,000円〉	
現役並みⅠ	課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% 〈多数該当44,400円〉	
一般	課税所得145万円未満	18,000円 〈年間 144,000円〉	57,600円 〈44,400円〉
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税（所得が一定以下）		15,000円

〈多数該当〉過去12ヶ月に3回以上、4回目から

★所得要件の判定基準

- 現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ…「高齢受給者証」の負担割合が3割表示の方
1人でも課税所得（各種控除後）年額145万円以上の方がいる世帯
課税所得額が690万円以上であれば現役並みⅢ
課税所得額が380万円以上690万円未満であれば現役並みⅡ
それ以外は現役並みⅠ
※基準収入額適用により、収入合計が1人の場合383万円未満、2人以上の場合520万円未満の世帯は申請により2割負担になる可能性があります。支部又は本部まで連絡ください。
- 一 般…「高齢受給者証」の負担割合が2割表示の方
課税所得（各種控除後）年額145万円未満の方
※平成27年1月1日以降、新たに70歳以上の被保険者に係る基礎控除後の合計金額が210万円以下である方
- 低 所 得 Ⅱ…「高齢受給者証」の負担割合が2割表示の方
世帯全員が非課税の方
- 低 所 得 Ⅰ…「高齢受給者証」の負担割合が2割表示の方
世帯全員が非課税で、所得が一定基準以下の方
- 注)「高齢受給者証」は誕生月の翌月（1日生まれは当月）から使用します。発行については、マイナンバー制度の情報連携によって判定を行うため、マイナンバーの提出、確定申告をお願いします。判定ができなかった場合は所得に関係なく現役並Ⅲとして3割負担の証を発行します。

申請手続きについて

- 印鑑と対象となる医療費の領収書を持って所属支部で手続きをしてください。診療月の3ヶ月後の14日（金融機関が休業日のときは、翌営業日）以降の支給になります。

限度額適用認定証

入院・外来の際に建設国保が発行する「限度額認定証」（ア・イ・ウ・エ・現役並みⅠ・現役並みⅡ）または「限度額適用・標準負担額減額認定証」（オ・低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）を医療機関に提示すると、窓口での1ヶ月の支払いが7頁の自己負担限度額までの負担になります。高額療養費に該当する金額は、建設国保が医療機関に支払います。印鑑を持って事前に所属支部で手続きをしてください。

注) 70～74歳の方は低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方に加えて、平成30年8月診療分より、現役並みⅠ・Ⅱに該当する方もこの認定証の発行を受けられるようになりました。（7頁表2参照）それ以外の区分に該当する方については「高齢受給者証」の提示により窓口の支払いが自己負担限度額までとなっていますので「限度額適用認定証」は必要ありません。

特定疾病療養受療証

下記の①～③の疾病については、年齢を問わず自己負担限度額が1ヶ月10,000円もしくは、20,000円（区分ア・イ）に軽減されます。

- ①血漿分画製剤を投与している血友病
- ②人工透析を行う必要のある慢性腎不全
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
（HIV感染症を含み、厚生労働大臣の定める法に係るものに限る）

・所属支部で申請用紙を受け取り、医師に記入してもらい所属支部へ提出してください。

入院中の食事・生活療養

入院中の食事代は1食につき、下記の額（標準負担額）を自己負担し、残りの額は建設国保が負担します。低所得者（オ）、低所得者Ⅱおよび低所得者Ⅰの住民税非課税世帯については、あらかじめ「限度額適用・標準負担額認定証」（8頁）の申請手続きをして、医療機関の窓口へ提示してください。

入院時食事療養費

区 分		標準負担額（1食あたり）	備 考
一般所得世帯 ア～エの該当者（7頁・表1） 現役並み・一般の該当者（7頁・表2）		460円	手続不要
指定難病患者など		260円	医療機関に 証の提示が必要
住民税 非課税世帯	オの該当者（7頁・表1） 低所得Ⅱの該当者（7頁・表2）	210円 （※160円）	
	低所得Ⅰの該当者（7頁・表2）	100円	

※過去12ヶ月の入院日数が90日を超える場合

また、65歳以上の方が療養病床に入院して生活療養の提供を受けた場合は、その生活療養に要した自己負担があります。残りの額は建設国保が負担します。

入院時生活療養費

区 分	医療の必要性が低い者		医療の必要性が高い者		指定難病患者		
	食費 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）	食費 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）	食費 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）	
一般所得世帯 ア～エの該当者（7頁・表1） 現役並み・一般の該当者 （7頁・表2）	☆460円	370円	☆460円	370円	260円	0円	
住民税 非課税世帯	オの該当者 （7頁・表1） 低所得Ⅱの該当者 （7頁・表2）	210円	370円	210円 （※160円）	370円	210円 （※160円）	0円
	低所得Ⅰの該当者 （7頁・表2）	130円	370円	100円	370円	100円	0円

医療の必要性の高低は、入院時に医療機関が算定します。

☆管理栄養士または、栄養士による適時・適温の食事の提供など基準を満たさない場合は420円となります。

※過去12ヶ月の入院日数が90日を超える場合

高額医療・高額介護合算療養費

建設国保に加入している世帯内で介護保険の受給者がいる場合、建設国保と介護保険両方の年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して一定の限度額を超えた部分を支給します。まず、市町村の介護保険課で手続きをしてください。

高額療養費の立替払い制度

治療費の一部負担金が高額なため医療機関への支払いが困難な場合、書類審査により保険診療にかかわる高額療養費該当分を立替払いします。（通院分も下記に該当すれば対象となります。）

◎高額療養費に該当すること

◎医療費（3割の部分）が90,000円を超えていること

◎医療機関の了承を得ること

◎請求書は3割負担のもの

※第三者行為は対象外となります。

※同じ医療機関であっても入院と外来はそれぞれ上記項目に該当していないと立替ができません。

※限度額認定証を提示している場合は利用できません。

療養費

下に該当する場合には、いったん費用の全額を自己負担し、後日、申請により払戻しが受けられます。金額は、保険診療の基準で計算された額となり、審査により申請後約3ヶ月後の払い戻しになります。

①保険証を提示できずに自費で診療を受けた場合

〈必要書類〉診療報酬明細書（レセプト）・領収書

②治療用装具（治療のためのコルセット）

〈必要書類〉意見および装具装着証明書・領収書

③小児弱視等（9歳未満）の治療用眼鏡等

※5歳未満は1年以上、5歳以上は2年以上の装着期間が必要

〈必要書類〉弱視等治療用眼鏡等作成指示書・処方箋・領収書

④海外療養費（渡航中の病気やケガ）

〈必要書類〉診療内容明細書・領収明細書（日本語に翻訳したもの）等

柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師のかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師は医師でないため、施術行為が限定されています。そのため、保険証が「使用できる場合」と「使用できない場合」がありますので注意してください。

負傷の原因を正確に伝えましょう。

また、整骨院・接骨院・鍼灸院での受診内容の確認を文章で問い合わせることがありますので協力をお願いします。

○保険証が使用できる場合

- ・外傷性の明らかな捻挫、打撲、肉離れ（挫傷）。
- ・外傷性の明らかな骨折、脱臼は応急処置を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。
- ・一度治癒した後に自然に痛くなった場合や原因不明の痛み。
- ・入院していた場合は、退院日の翌日以降。
- ・あんま、マッサージ、鍼灸にかかるときは、**慢性の病気で医師の同意**が一定期間ごとに必要です。（医師の同意書がない場合は、全額自己負担となります。）
- ・整骨院、接骨院の柔道整復師は**急性期のみ**保険適用。

※応急処置とは、医療機関を受診する前に一度だけ緊急に施術を受ける事です。

×保険証が使用できない場合

- ・医療機関で同じ負傷部位を治療中の場合。
- ・入院した日、入院時の一時帰宅をしている場合、退院した日を含む入院中。
- ・単なる肩こりやスポーツによる筋肉疲労等、疾病予防の施術。
- ・スポーツなどの肉体疲労からの回復目的。
- ・医師の同意がない骨折および脱臼。
- ・神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性的な病気（柔整）。
- ・内科的疾患、脳疾患後遺症等の慢性疾患（柔整）。

注 意 点

- ・整骨院や接骨院等を受診された際、保険証が使用できない場合があります。その場合は後日、整骨院や接骨院から治療費を全額請求されることもありますので、受診前にしっかりと確認してください。
- ・施術が長期にわたるときは、内科的要因も考えられますので、一度医師の診察を受けましょう。
- ・療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師等に建設国保への請求を委任するものです。内容をよく確認し、必ず自分で署名（サイン）しましょう。白紙の用紙にサインをするのは、間違った請求につながりますので、ご注意ください。
- ・領収証は必ずもらい、内容を確認し、保管しておいてください。

出産育児一時金

組合員本人または家族が出産したとき、出産一児につき50万円支給します。

妊娠85日以上を経過した出産には出産育児一時金が支給されます。(死産等は、医師の証明が必要です。) 医療機関の領収書(明細書)のコピーを提出してください。

※社会保険(本人)の資格が継続して1年以上あって、退職して半年以内の出産であれば、社会保険に申請してください。

直接払い制度

医療機関の窓口で建設国保の保険証を提示して50万円までの出産費用を建設国保から医療機関へ支払う制度です。50万円を超えない場合は、その差額を支給します。

ただし、社会保険(本人)の資格が継続して1年以上あって、その資格を喪失して半年以内の出産であれば、社会保険の資格喪失証明書を医療機関へ提出してください。

出産手当金(組合員のみ)

組合員本人の出産につき、産前(分娩日含む)20日・産後50日以内で、労務に服さなかった期間、1日につき3,000円を支給します。申請用紙へ、労務に服さなかった期間を事業主に証明してもらい提出してください。同時に傷病手当金が支給されている場合は支給されません。

未就学児償還金

未就学児に係る子育て世代への経済的負担の軽減措置の導入にあたり、年に一度2月頃、未就学児のいる世帯に1人につき12,000円の還付を行います。対象者は建設国保に加入している未就学児で、直近の11月30日時点で資格のある方が対象です。申請の必要はありません。

葬祭費

組合員本人が亡くなった場合50,000円、家族が亡くなった場合30,000円を支給します。

死亡の確認できる書類(死亡診断書等)が必要になりますので、建設国保の喪失手続き時に提出してください。

「建設国保の償還金」と「建労医療共済」の2つの制度により自己負担額が1万円を超える額を給付

建設国保と建設労働組合に加入している組合員本人が医療機関で受診した際、市町村国保や社会保険などと同様に窓口で医療費を支払っていただきますが、自己負担額が医療機関の入院・通院合せて1ヶ月に10,000円を超えた額を後日給付します。

※8頁の所得要件の判定が行えなかった場合は支給が出来ません。

高額な医療費がかかっても、実質10,000円の自己負担で医療を受けられる建設国保だけの有利な制度です。

高額療養費（7頁）に該当する場合は申請が必要で、申請後の給付になりますが、該当しない場合は診療月から3ヶ月後の14日以降（金融機関が休業日の時は、翌営業日）に自動的に給付されます。

※入院時の食事代や部屋代等の保険診療の対象にならないものは含みません。

※治療原因が外傷の場合は所属支部へ届出が必要です。

※資格喪失、保険料未納、不正受診等、確定申告の未申告により給付されない場合があります。

例) 組合員本人が入院して窓口で18万円支払った。(イメージ)

※本人が70歳未満で区分ウに該当した場合（7頁・表1）



給付金額は、償還金、医療共済と高額療養費を合せて170,000円別途、けんろう共済（34頁）や傷病手当金（6頁）の給付があります。



見直そう！上手な医療のかかり方

医療費は医療の高度化等により年々増加しています。個人の負担はもとより国保組合の財政にも影響を及ぼします。医療の受け方や薬との上手な付き合い方を心掛け、安心して医療を受けるために見直してみましょう。

お医者さんと薬との正しい付き合い方

◆重複受診（はしご受診）をやめよう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、その都度「初診料」がかかり、無駄な検査や薬が発生し、身体への負担や副作用の心配があります。医療費や薬代も余計にかかります。

また、同じ医療機関でも、処方された薬を飲み終わる前に（体調が悪化などした時は、早めに受診しましょう）頻繁に受診（頻回受診）するのも控えましょう。

◆重複服薬をやめよう

処方薬は効き目が強いため、重複することで逆に体の不調を招くことがあります。

服用する薬が増えれば増えるほど副作用のリスクが高まります。

また、複数の医療機関にかかり、同じ効能の薬を複数処方されれば、その分医療費を無駄にすることになります。

◆かかりつけ医をもとう

軽い症状であれば、大きな病院でも身近の開業医でも治療内容はほとんど変わりません。開業医は待ち時間も短く、身体への負担が軽減されます。かかりつけ医を自宅近くで選び、必要な場合はかかりつけ医から適切な医療機関へ紹介してもらいましょう。

大病院は重症患者に専門的な医療を提供する医療機関です。紹介状なしでは、追加で医療費の負担がかかります。

◆かかりつけ薬局をもとう

薬の重複・飲み合わせの確認やアレルギーの有無や普段の健康状態や病歴・病状等から、その人に合わせた健康管理のアドバイスがもらえます。また、ポリファーマシー（多くの薬剤併用により起こる副作用や有害事象）を防ぐことに繋がります。

薬局で渡されるお薬の説明書で、なぜ必要なのか、どんな作用があるかを確認しましょう。

◆お薬手帳をもちましょう

お薬手帳に記録して服薬管理しましょう。かかりつけ薬局ではお薬手帳の記録をもとに、薬の効能の重複や副作用が起きないようにしてくれるので安心です。

◆セルフメディケーションを心がけましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任をもち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。適度な運動、バランスの取れた食事など健康管理を心がけ、軽度な体調不良のときは、薬剤師に相談の上、処方箋なしで購入できる市販薬を使うなどして様子を見ましょう。

※重複・頻回受診や重複服薬の対象者に文書等で照会・保健指導をさせていただきます。

医療費通知（領収証は必ず保管）

健康に対する認識や医療費の適正化に対する理解を深めてもらう目的で医療費通知を年4回発行しています。

医療費通知には、受診した日数、医療費の全額と患者負担分が記載されており、発送月及び対象診療月は右記の通りです。

確定申告の医療費控除を受ける際に領収書の提出は不要ですが、医療費控除の明細書の作成及び提出が必要です。明細書の添付資料として建設国保からの医療費通知が利用できますが、医療機関からの請求の都合で11・12月分の医療費通知は2月末の発送になります。それ以前に確定申告を行う場合には、明細書にその内訳として医療機関等からの領収書を基に医療を受けた人・医療機関名・医療の内容・支払った医療費の金額等を記載する必要があります。

また医療費通知には、請求審査後の支払分が記載されています。そのため医療機関等からの請求が遅れた場合は医療費通知に記載がなかったり、実際の窓口負担額とは異なっている場合があります。

正確な医療費控除を受けるためにも領収書は失くさないようにしましょう。

※控除明細書作成のために使用した領収証は5年間保存する必要があります。

医療費通知（年4回）	
発送月	診療月
5月末	1・2・3月
8月末	4・5・6月
12月末	7・8・9・10月
2月末	11・12月

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の差額通知

医療費の適正化と被保険者の負担の軽減を図るため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の差額通知を年3回実施しています。

厚生労働省ではジェネリック医薬品の普及を推進するため、「令和5年度末までに使用割合（数量シェア）を全ての都道府県で80%以上」と新たな目標を提示しています。

現在処方されている薬の内容点検を行い、ジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担額の削減が見込まれる方について「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。通知が届いた場合には、内容を確認の上、ジェネリック医薬品の利用を検討してください。

ジェネリック医薬品への変更は、本人の意思を尊重するもので、通知によって強制されるものではありませんので、変更は主治医と十分に相談してください。

通知書には、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担減額を案内しています。ただし、ジェネリック医薬品は複数存在していますので金額にも幅があります。

通知が届いた場合には内容を確認の上、ジェネリック医薬品の利用を検討してください。

建設国保 健診一覧 ★1年に1回必ずいずれかの健診を受けよう！ 詳しくは所属支部へ

健診	日程	対象者	料金・補助内容	備考
① 各支部集団健診	4～9月	組合員 配偶者 40歳以上家族 労組組合員	一般健診：無料 オプション：一部補助有 一部補助	支部より申込書配布 (機関紙日程掲載) ③～⑥の健診受診(希望)者以外
② 日帰り人間ドック (建設国保コース)	4～3月	35歳・40歳以上の 組合員 配偶者 家族 40歳以上労組組合員	当該年度内に 40歳以上：半額補助 35歳：11,000円 オプション：一部補助有 1/4補助	契約医療機関のみ 詳しくは18～20頁へ ③～⑥の健診受診(希望)者以外 ※支部事前申込必須
③ レディース健診	4～3月	40歳以上女性	一般健診：無料 オプション：一部補助有	①～⑥健診受診(希望)者以外 詳しくは21～22頁へ ※支部事前申込必須
④ 特定健診 データ提供 (パート先・事業所 健診の結果提出)	4～3月	40歳以上の 組合員 配偶者 家族	特定健診項目全てを 含む結果の提出と問診票 の記入でクオカード 1,000円を後日送付	令和5年度内の健診結果を 令和6年5月末までに 支部へ提出①～⑥健診受診(希 望)者以外詳しくは25頁へ
⑤ 特定健診受診券 (ピンク紙)での 医療機関受診	5月下旬頃 ～3月	40歳以上の 組合員 配偶者 家族	自己負担1,000円 ※お近くの対象医療機 関等で受診可	8月頃までは支部へ 券申込みが必要 それ以降、健診未受診者に配布 ①～⑥健診受診(希望)者以外
⑥ 日曜健診 (健診未受診者対象)	11～12月	組合員 配偶者 40歳以上家族	一般健診：無料 オプション：一部補助有	詳しくは申込書又は17頁へ①～ ⑥健診受診(希望)者以外 ※支部事前申込必須

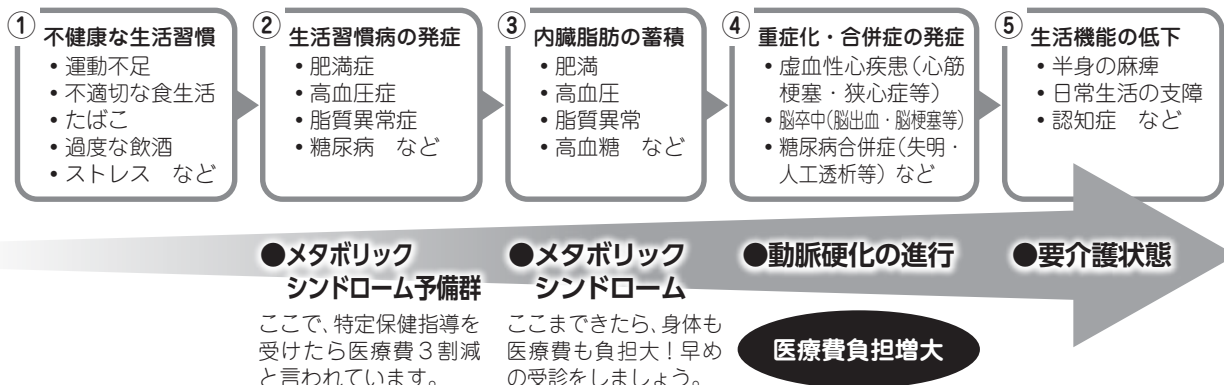
- ①⑤⑥一般健診内容：身体計測(身長・体重・BMI・腹囲・血圧・視力・聴力)／尿検査(糖・蛋白)／胸部レントゲン／血液検査(貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査)／医師診察
- ③④ 特定健診内容：身体計測(身長・体重・BMI・腹囲・血圧)／尿検査(糖・蛋白)／血液検査(肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査)／医師診察

健診後、特定保健指導対象者となったら…

40歳以上の方で、健診の結果、対象となった方は、特定保健指導が無料で受けれます。集団健診会場や医療機関で健診当日や後日に実施します。

対象と言われたら、通常1万円～3万円くらいの保健指導が無料になり、病気になりお薬が必要になる前に、健康な身体に戻るチャンスです！この機会をぜひご活用ください。

生活習慣病のイメージ



日曜健診を受けましょう ～今年度健診未受診者対象 集団健診～

対象者：建設国保加入の組合員・配偶者・40歳以上家族

※今年度、支部の集団健診・受診券での特定健診・日帰り人間ドック・レディース健診を受診（希望）者・特定健診データ提供者は除く

健診日程：	津山会場	11月5日(日)	津山市勤労者福祉センター
	岡山会場	11月12日(日)	岡山商工会議所
	西大寺会場	11月19日(日)	金陵山 西大寺観音院
	灘崎会場	11月26日(日)	岡山市サウスヴィレッジ
	倉敷会場	12月3日(日)	倉敷商工会議所

※詳細は支部から配布する申込書をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、会場内の人数制限・消毒作業を行います。

受診票の宛名部分に記載の【受付時間】を厳守しご来場ください。

※日程・時間等は、申込み人数により変更になる場合があります。

※地域の実情に応じて、今後変更・中止になる可能性があります。

マスクの着用や係員の誘導にご協力ください。風邪症状等ある方は受診できません。

申し込み：申込書を所属支部へFAX等で申込みください。※申込みがない方は受診できません。

締 切：健診希望日の1ヶ月前まで

一般健診：身体計測（身長・体重・BMI・腹囲・血圧・視力・聴力）／尿検査（糖・蛋白）／
（検査内容）胸部レントゲン／血液検査（貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）／医師診察

健診機関：（一社）日本健康倶楽部エヒメ支部

料 金：		一般健診	無 料	
オプション検査		心電図検査	550円	
		大腸がん検査	40歳未満	1,100円
	40歳以上		無料	
	血液検査	前立腺がん検査（PSA）	50歳未満	1,760円
			50歳以上	880円
		CA125（卵巣がんなどの検査）	2,050円	
		ピロリ菌抗体検査	1,650円	
		胃ペプシノゲン検査	3,300円	
		B型肝炎検査	550円	
C型肝炎検査		550円		

※一般健診は、支部集団健診と同じ内容です。
※胃バリウム検査・保健相談はありません。
また、オプションのみの受診はできません。
※検査結果により、対象となった方は、特定保健指導を実施します。

※日曜健診を受けると40歳以上の方は特定健診を受診したことになります。

※日曜健診を受けられる場合で、特定健診受診券（ピンク紙）をお持ちの方は支部へ返却してください。

※他の健診との重複補助はできません。（重複受診はできません。）

日帰り人間ドックを受けよう!

日帰り人間ドックでは、下記対象年齢の方には、補助を行っています。「組合補助あり」と記載のある列は、補助後の窓口負担額を掲示しています。裏面の申込用紙で、所属支部へ申込みをお願いします。

医療機関へ直接ご予約の場合でも、所属支部へ申込みがない場合は、補助が適用できませんので、ご注意ください。

また、特定健診受診券使用の健診や、レディース健診・日曜健診・健診データ提供・肺ヘリカルCT検診（人間ドックオプション受診時）等との重複補助は出来ません。

対 象 者

今年度40歳以上

（S59.3.31以前生まれの方）
ドックコース：2分の1補助
対象オプション検査：2分の1補助

今年度35歳

（S63.4.1～H1.3.31生まれの方）
ドックコース：自己負担11,000円
（女性は子宮がん検査含む）
オプション：2分の1補助

日帰り人間ドック契約一覧表

※年度途中で検査料金を改定する健診機関があります。

	医療機関／ 検査料金	組合補助あり 40歳以上 自己負担額		対象外年齢 自己負担額 (全額料金)	胃バリウム検査から 胃カメラへの 変更時自己負担額			オプション検査：組合補助あり自己負担額				肺ヘリカル CT検査
		ドックコース						前立腺 がん検査	子宮がん 検診	乳がん健診 (視触診追加医療機関あり)		
		初めて	2回目 以降	①初めての方 ②2回目以降	切り 替え	鼻 カメラ	追加 料金	PSA (血液)	内診+細胞診 (頸部)	マンモ グラフィ	乳腺エコー (超音波)	
1	岡山済生会 予防 医学健診センター	19,250	18,150	①38,500 ②36,300	○	×	5,500	1,309	1,650	2,750	3,300	6,600
2	済生会昭和町 健康管理センター	19,250	18,150	①38,500 ②36,300	○	×	5,500	1,310	2,200	2,475	2,200	6,600
3	岡山ろうさい病院： 胃カメラが基本	20,000	20,000	①40,000 ②40,000	バリウ ム可	○	なし	880	3,000	3,250	2,250	9,425
4	淳風会 健康管理センター	19,907	18,257	①39,814 ②36,514	○	○	6,600	1,375	2,750	2,200	2,200	5,500
5	玉野市民病院	16,500	16,500	①33,000 ②33,000	○	×	なし	1,100	1,375	3,850 (マンモ・エコーセット)		4,950
6	赤磐医師会病院	19,861	19,352	①39,722 ②38,704	○	×	なし	770	3,600	3,802	×	8,085
7	大ヶ池診療所	20,900	20,350	①41,800 ②40,700	×	×	×	1,375	2,200	2,475	1,925	×
8	平病院	18,000	18,000	①36,000 ②36,000	○	○	2,200	1,000	×	×	×	7,500

	医療機関／ 検査料金	組合補助あり 40歳以上 自己負担額		対象外年齢 自己負担額	胃バリウム検査から 胃カメラへの 変更時自己負担額			オプション検査：組合補助あり自己負担額				
		ドックコース			(全額料金)	切り 替え	鼻 カメラ	追加 料金	前立腺 がん検査 PSA (血液)	子宮がん 検診 内診+細胞診 (頸部)	乳がん健診 (視触診追加医療機関あり)	
		初めて	2回目 以降	①初めての方 ②2回目以降							マンモ グラフィ	乳腺エコー (超音波)
9	倉敷成人病 健診センター	19,800	18,975	①39,600 ②37,950	○	○	5,500	★	2,750	2,750	2,750	4,400
10	倉敷市立市民病院	15,576	14,536	①31,152 ②29,073	×	×	×	1,100	2,000	2,500	2,500	3,000
11	玉島協同病院	19,800	18,660	①39,600 ②37,320	×	×	×	1,320	×	×	×	×
12	井原市民病院	16,500	16,500	①33,000 ②33,000	○	○	なし	1,100	1,830	2,880	2,475	3,300
13	笠岡第一病院 健康管理センター	19,130	18,505	①38,260 ②37,010	○	○	3,200	1,000	2,100	2,550	×	5,250
14	江原積善会 ESクリニック	21,506	20,406	①43,013 ②40,813	×	×	×	1,100	1,925	2,200	×	5,500
15	中国労働衛生協会 津山健診センター	17,050	17,050	①34,100 ②34,100	×	×	×	1,100	2,750	2,750	×	2,750
16	高梁中央病院	17,600	17,105	①35,200 ②34,210	○	○	なし	1,210	3,025	2,475	1,540	6,490
17	成羽病院	16,180	15,535	①32,360 ②31,070	○	○	4,000	865	1,835	2,650	×	4,585
18	金田病院	18,150	17,600	①36,300 ②35,200	○	×	なし	825	1,650	2,750	×	6,600
19	近藤病院	20,030	18,420	①40,060 ②36,840	○	○	なし	1,100	×	×	×	×
20	勝山病院	17,325	16,725	①34,650 ②33,450	○	○	なし	700	1,750	2,887	1,750	7,350
21	湯原温泉病院	19,800	19,250	①39,600 ②38,500	○	○	なし	880	1,760	2,365	2,750	2,750
22	芳野病院	15,300	14,250	①30,600 ②28,500	○	○曜日 指定	なし	1,100	×	×	×	6,600
23	倉敷中央病院附属 予防医療プラザ	20,845	20,845	①41,690 ②41,690	○	○	4,400	1,100	2,475	2,475	2,475	4,675

★：日帰り人間ドックの検査項目に含まれています。 ×：検査を実施していません。
初めての方はC型肝炎ウイルス検査があります。2回目以降は実施しません。

日帰りドック検査内容（例）

身体測定・視力・聴力・血圧・尿検査・便検査（大腸がん）・心電図・眼圧（眼底）・肺機能検査・血液検査（貧血・脂質・肝機能・膵臓・代謝・腎臓他）・腹部超音波（肝・膵・脾・腎臓他）・胸部レントゲン・胃バリウム検査（もしくはカメラ）・医師診察

※医療機関により検査項目が異なります。

所属支部	FAX	建設国保→健診機関	建設国保→支部
支部			

日帰り人間ドック 申込書

申込日：令和 年 月 日

※建設国保日帰り人間ドック補助対象者は下記の方です。

- 建設国保加入の**35歳の方**（昭和63年4月1日生～平成元年3月31日生）
自己負担11,000円です。（女性は子宮がん検診含む）オプションで、肺ヘリカルCTのみは半額補助があります。乳がん検診は実費です。
- 建設国保又は建設労働組合に加入の今年度末までに**40歳以上の方**（昭和59年3月31日以前に生まれた方）
半額補助があります。窓口でのお支払いは、費用の2分の1です。（下記オプション検査は対象年齢により半額補助有）
※労働組合のみ加入の組合員方は4分の3が自己負担になります。（窓口で2分の1支払後、残り4分の1は後日支部から請求が来ます。）
- 建設国保加入の上記対象外年齢（34歳以下・36歳～39歳）
オプションで、肺ヘリカルCTのみ半額補助があります。（その他の項目は実費です。）

※建設国保ドック（補助あり）希望者は、医療機関に予約済みであっても、必ず所属支部に申込書を送付してください。

（申込みが健診日前日までに所属支部に提出されない場合は、補助が適用されませんのでご注意ください。）

☆下記①～④へご記入し、所属支部へ申込みください。

①受診希望健診機関名をご記入ください。											
組 合 員				組 合 員 ・ 配 偶 者 ・ 家 族							
②建設国保の人間ドックを受けられたことはありますか。 ※初めて受診の方で、C型肝炎検査未受診者は初回料金になります。 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以上（前回 年前）				②建設国保の人間ドックを受けられたことはありますか。 ※初めて受診の方で、C型肝炎検査未受診者は初回料金になります。 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以上（前回 年前）							
③受診者情報・受診内容・資格を記入してください。				③受診者情報・受診内容・資格を記入してください。							
保険証	記号	番号	枝番	保険証	記号	番号	枝番				
	岡304		01		岡304						
氏名カナ				氏名カナ							
氏 名				氏 名							
男・女				男・女							
生年月日	S・H	年	月	日	(歳)	生年月日	S・H	年	月	日	(歳)
住 所		〒 -									
携 帯 電 話		-		-		携 帯 電 話		-		-	
電 話		-		-		電 話		-		-	
↓希望オプション検査項目に○をしてください。						↓希望オプション検査項目に○をしてください。					
胃バリウム検査から胃カメラ検査へ変更						胃バリウム検査から胃カメラ検査へ変更					
前立腺腫瘍マーカー（PSA）：補助対象（50歳以上男性）						前立腺腫瘍マーカー（PSA）：補助対象（50歳以上男性）					
子宮がん検査：補助対象（35歳・40歳以上女性）						子宮がん検査：補助対象（35歳・40歳以上女性）					
乳がん（マンモグラフィ）：補助対象（40歳以上女性）						乳がん（マンモグラフィ）：補助対象（40歳以上女性）					
乳がん（超音波）：補助対象（40歳以上女性）						乳がん（超音波）：補助対象（40歳以上女性）					
肺ヘリカルCT						肺ヘリカルCT					
↓資格確認：該当の資格に○をしてください。						↓資格確認：該当の資格に○をしてください。					
建設国保加入35歳（年度内到達年齢）						建設国保加入35歳（年度内到達年齢）					
建設国保加入40歳以上（年度内到達年齢）						建設国保加入40歳以上（年度内到達年齢）					
建設労働組合のみ加入（保険証は建設国保以外）						建設労働組合のみ加入（保険証は建設国保以外）					
補助対象外年齢又は組合外（建設国保・労働組合未加入）						補助対象外年齢又は組合外（建設国保・労働組合未加入）					
④受診希望日【受診者記入欄】（希望指定はできません）						【医療機関記入欄】人間ドック受診決定日					
月 日（頃）						月 日					
<input type="checkbox"/> 未予約 <input type="checkbox"/> 予約済み						※医療機関日程調整ご担当者様へ 日程・検査内容等はご本人と調整していただきますようご協力をお願いいたします。					
備考											

※オプションで、対象年齢の方には組合から補助があります。（医療機関によりコース料金に含まれているオプション有）
 ※子宮がん検診・乳がん検診・肺ヘリカルCTを実施していない、または胃カメラに変更できない医療機関もあります。
 また、胃バリウム検査から胃カメラへの変更は、料金が変わる医療機関もあります。申込み時ご確認ください。

レディース健診

対 象 者：建設国保加入の40歳以上の女性（組合員・配偶者・家族）

※今年度、支部の集団健診・受診券での特定健診・日帰り人間ドック・日曜健診を受診（希望）者・特定健診データ提供者は除く

健診期間：令和6年3月31日まで

健診場所：淳風会健康管理センター 岡山・倉敷

申し込み：申込書を所属支部へFAX等で申込みください。

※申込みがない方は補助がありません。

一般健診：身体計測（身長・体重・BMI・腹囲・血圧・視力・聴力）／尿検査（糖・蛋白）／
（検査内容）胸部レントゲン／血液検査（貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）／医師診察

料 金：

一般健診		無 料	
オプション検査	心電図検査	550円	
	大腸がん検査	無料	
	子宮がん検査	2,750円	
	乳がん検査（補助1つのみ）	マンモグラフィ	2,200円
		乳腺超音波	2,200円
	B型肝炎検査	550円	
C型肝炎検査	550円		

※一般健診は、支部集団健診と同じ内容です。
※他のオプション検査をご希望の方は健診機関にご相談ください。
オプションのみの受診はできません。

※レディース健診を受けると特定健診を受診したことになります。

※レディース健診を受けられる場合で、特定健診受診券（ピンク紙）をお持ちの方は支部へ返却してください。

※レディース健診を受けられると、他の健診の補助はできません。（重複受診はできません。）



レディース健診 申込書

医療機関FAX		支部FAX	
---------	--	-------	--

所属： 支部
申込日：令和 年 月 日

受診会場：淳風会 健康管理センター

岡山：岡山市北区大供2-3-1 (TEL：050-3163-0002)

倉敷：倉敷市連島中央3-1-19 淳風スクエア (TEL：086-454-8400)



支部集団健診と同じ内容の一般健診[無料]プラス、女性がん検診[半額補助有]を上記施設内で受診できます。

- 健診実施期間：4月1日～3月31日
- 健診受付時間：14時～15時（基本…オプション検査内容により異なります。）

!重要!	必ず、所属支部へ申込みをお願いします。 (医療機関への予約のみでは、補助が出ません。全額実費となります)					
受診条件の確認： 必須項目⇒	両方に☑がある場合のみ申込みができます。	<input type="checkbox"/>	建設国保に加入の、40歳以上の女性です。(今年度末時点の年齢)			
		<input type="checkbox"/>	建設国保の日帰り人間ドック・支部集団健診・日曜健診・受診券使用の特定健診を受診または受診予定はありません。 ※重複受診はできません。			
資格の確認： 該当するものに○をお願いします。⇒	組合員 配偶者 家族	一般健診項目表 (無料)	身長・体重・BMI・腹囲・血圧・視力・聴力・尿〈蛋白・糖〉・医師診察・問診・胸部レントゲン・GOT・GPT・γ-GTP・HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪・赤血球数・色素量・血糖・HbA1c・尿酸・クレアチニン・eGFR			
建設国保保険証	記号	岡304	番号	カナ	数字	枝番
住所	〒 ー					
TEL	(携帯電話)	ー	ー	ー	ー	ー
TEL	(自宅・事業所)	ー	ー	ー	ー	ー
フリガナ	生年月日					
氏名	女性のみ		昭和 年 月 日 ※40歳以上の方のみ(歳)			
補助有項目			自己負担	※一般健診の自己負担はありません。		
健診	○	一般健診 (必須)	無料	※オプションのみの受診は、できません。		
オプション検査項目： 希望するものに○を記入してください。⇒		心電図 (事業所等へ提出の際は必須)	550円	※他の健診と重複補助は、できません。		
		大腸がん検査 (便潜血1日法)	無料			
		B型肝炎検査 (過去受診済みの場合は検査不要)	550円			
		C型肝炎検査 (過去受診済みの場合は検査不要)	550円			
		子宮がん検診	2,750円			
	乳がん検診 (補助は1つのみ)	マンモグラフィ	2,200円	※市町村のがん検診クーポン使用の場合は、備考欄へ記載してください。		
		乳腺超音波検査	2,200円			
受診会場：↓ 希望会場に○をお願いします。	健診予約日 または 健診希望日 ※希望日指定は出来ません。		令和 年 月 日 (頃)			淳風会へ 予約済みの 場合は○を↓
淳風会 岡山・倉敷	※淳風会へ直接予約済みの場合でも、支部への申込みは必須です。 ※未予約の方は、後日健診機関より直接連絡があります。					
備考(その他希望オプション)						
健診受診決定日 医療機関記入欄	令和 年 月 日	医療機関 担当者名	FAX 返信日			

肺ヘリカルCT検診を受けよう

胸部レントゲン検査より詳しく検査できる、肺ヘリカルCT検診を下記日程で、行います。
裏面申込書にて、所属支部へ申込みください。

受診できる期間：令和5年12月1日～令和6年1月31日まで
実施健診機関：倉敷成人病健診センター（倉敷市白楽町282）
検査項目：胸部ヘリカルCT検査（医師診察なし）
検査費用：5,500円（検査料金から組合負担引いた金額）
申し込み先：別紙申込書を記入され、所属支部へFAXします。
検診日の決定：健診センターから案内等が届きます。
※日程決定後の変更は、倉敷成人病健診センターへご連絡ください。

肺ヘリカルCT検診をお勧めする方

- 年齢が50歳以上の人
- 家庭や職場で身近に喫煙者がいる人
- 1ヶ月以上咳、痰（特に血痰）、胸痛が治らない人
- 血縁者が、がんにかかったことのある人
- 粉じん、アスベスト（石綿）などを吸いこむような作業経歴がある人
- 40歳以上の喫煙者（特に喫煙指数※が400以上の人）

喫煙指数 = 1日の喫煙本数 × 喫煙年数

（例） 1日20本、20年間吸い続けた場合喫煙指数は400（=20×20）

日帰り人間ドックでも、オプションで肺CTヘリカル検診の補助をしています。（医療機関により実施できない場合があります。）

肺ヘリカルCT検診の補助は年に1回のみです。（全年齢対象）

★岡山ろうさい病院でアスベスト（石綿）健診も実施しています。

（通年実施・半額補助あり）希望者は、所属支部へお問い合わせください。

肺ヘリカルCT以外に専門医師が診察や結果説明をしています。

（今まで胸部レントゲン等で異常なしの方対象）

今までに肺で指摘のあった方は岡山ろうさい病院では外来受診になります。

胸部ヘリカルCT検診申込書

建設国保記入欄	
建設国保 FAX確認	医療機関 / 支部 /

令和 年 月 日
岡山県建設国民健康保険組合

検査項目：胸部ヘリカルCT検査のみ（医師の診断等はありません）

検診料金：健診機関でお支払ください。本人自己負担：5,500円（税込健診料金（税込）から組合負担分を引いた金額）

尚、今年度組合の日帰り人間ドックで胸部ヘリカルCT検査を受けた（予定）方は胸部ヘリカルCT検診は受診できません。（組合補助は年度内に1回）

検診結果（健康診断書）については建設国保組合で個人情報に留意し、管理していきますので、ご了承ください。

建設国保 被保険者番号	岡304	—
住所	〒 - -	電話 () -
氏名	フリガナ	検診希望日
生年月日	年 月 日 (歳)	検診決定日
氏名	フリガナ	連絡欄
生年月日	年 月 日 (歳)	

検診決定日について

検診日が決まりましたら、倉敷成人病健診センターより、ご本人様に案内・問診票を送付させていただきます。

検診日決定後の日程変更は直接、ご本人と倉敷成人病健診センターで調整していただくようになります。

特定健診結果の提供にご協力ください

40歳以上の建設国保加入者が、建設国保が補助する健診以外の特定健診項目を全て含む結果（元請等の事業所健診やパート先の健診など）を提出した場合、問診票の記入で、クオカード1,000円分を進呈しています。

対象者：建設国保補助のある健診（集団健診・日曜健診・日帰り人間ドック・レディース健診・特定健診受診券を使用した健診）を未受診又は受診予定のない方で、提出日に、建設国保の資格のある昭和59年3月31日以前に生まれの方
※他の健診と重複補助は受けられません。

提出：下記健診項目全てを満たす結果（コピー）・問診票
※健診等の結果に、氏名・生年月日・受診日・医療機関名・医師名の記載があるかご確認ください。
※問診票は、支部にあります。提出時にご記入をお願いいたします。

対象健診日：令和5年度内（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

提出期限：令和6年5月末（所属支部へ提出）

健診項目：	身体計測	身長・体重・BMI・腹囲・血圧
	血中脂質検査	中性脂肪・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST (GOT)・ALT (GPT)・ γ -GTP
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	HbA1c・空腹時血糖・随時血糖（食後3.5時間以上） ※食後3.5時間未満で採血した血糖（随時）のみは、対象外となります。
	尿検査	糖・蛋白
	医師	他覚症状・診断

オンライン資格確認等システムによる

特定健康診査情報の提供に関する不同意申出書について

医療機関等の窓口での『オンライン資格確認』の開始により、建設国保加入以前の保険者で受診した特定健診結果を建設国保が自動取得にすることができるようになりました。

取得した特定健診結果は医療情報とともに分析し、みなさんへの的確な保健事業に活用されます。

もし、加入以前の特定健診結果を建設国保に取得されたくない場合は、「不同意の申請」が必要になります。申請・詳細は、所属の支部へご連絡ください。

※この申出は、加入する保険者が変わると、「同意」に戻ってしまいます。建設国保に加入以前の保険者に申し出ていた場合でも、改めて建設国保で「不同意の申出」をしてください。

保 養 所 を 利 用 し よ う

組合では中四国地方を中心に全国で73ヶ所の保養所と契約し、被保険者が利用した場合に500円から4,000円保養所利用補助として支給しています。

保養所を利用する際には、事前に「契約保養所利用承認書」(次項)へ利用者名を記入の上、保養所から確認印をもらってください。あわせて、保養所から発行された領収書を所属支部に提出してください。領収書については、右図のように以下の5点の明記があるものが必ず必要です。

- ①被保険者宛のもの ②利用年月日
- ③利用人数 ④利用金額の内訳
- ⑤宿泊か休憩か

※家族以外の他人同士と一緒に利用した場合には、必ず領収書はそれぞれに発行してもらってください。

御請求明細書 No. 12345

〇〇ホテル
〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇〇
TEL: 123-456-7890

ご芳名
岡山 太郎 様

部屋番号	人数	ご 宿 泊 日	泊 数	作 成 日	頁
1234	5	20**/01/07	1	20**/01/08	1

日付	部屋番号	科 目 名 称	数 量	単 価	金 額
01.07	1234	1 泊 2 食	2	16,740	33,480
		1 泊 2 食(お子様)	3	13,392	40,176 (5,456)
		内消費税			300
		入湯税			
		・・・ 小計 ・・・			
ご利用合計					73,956

領 収 書 No. 12345

日付 20**/01/08
ご芳名 岡山 太郎 様 〇〇ホテル
〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇〇
TEL: 123-456-7890

領収金額 ¥73,956. ー

〈注意点〉

- この補助金は、個人の保養と健康増進を目的としたもので、目的に沿わない利用については支給できません。
- 日帰り保養の場合は、①部屋を取り、②入浴し、③食事をする、この3点を全て満たす場合に限り、補助金を支給します。ただし、入浴については「施設の都合で日中は利用できない」ということが確認できるときは、①部屋を取り、③食事をするの2点で補助します。
- 「亀の井ホテル」「シャトレゼホテル石和」「日田天領水の宿」については、建設国保からの補助金とは別に、直接、宿への予約申し込みに関し、受付時に建設国保の保険証を提示することで、保険証1枚につき1人1泊あたり500円、同伴者3人までが上限で減額を受けることができます。ただし、下記の(1)~(8)の場合は減額されませんので、詳しくは、予約申込み時に当該施設で確認してください。
 - (1) 利用時に保険証の提示がなかった場合
 - (2) 1泊2食(夕食および朝食または昼食)未満のプランの利用
 - (3) 6歳以下(小学生を除く)の利用
 - (4) 指定施設が定めた繁盛期または特別日の利用
 - (5) 指定施設が特に減額しないと定めたプラン
 - (6) 割引券、クーポン券等、他の優待を受ける場合
 - (7) 福利厚生企業が提供するサービス(各種優待、予約手配等)をうける場合
 - (8) 他社(Webを含む)を介して利用の予約をした場合

決 定 伺	理 事 長	常 務 理 事	事 務 局 長	係	支 部 長
	決 定 金 額		※ 円		

契 約 保 養 所 利 用 承 認 書

支 部 名	利用責任者住所				
保 險 No.	氏名 ㊟				
利 用 日	自 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日		
利 用 内 容	宿 泊 名		休 憩 名		
保 養 所 名	㊟				
利 用 者 名	保 險 No.	氏 名	区 分	内 容	備 考
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	

※内容欄の「休」とは
 ①休憩用の部屋を取っていること、②食事を取っていること、
 ③入浴施設を利用していること、の三点の条件全てを満たす場合に限ります。

岡山県建設国民健康保険組合

※コピーして使用してください。

組合から支給する補助金

	県外宿泊 (1泊につき)	県外日帰り	県内宿泊 (1泊につき)	県内日帰り
組 合 員	4,000円	1,500円	3,000円	1,000円
家 族	2,000円	750円	1,500円	500円

※同一地区で3連泊以上の場合には、2泊分を限度に支給します。

※乳幼児等で補助金額に満たない場合には対象外です。

契約保養所所在地

(支部事務所で「契約保養所利用承認書」をもらってから出掛けてください)

施 設 名	所 在 地	電 話
倉敷由加温泉ホテル 山桃花	岡山県倉敷市児島由加3285	086-477-5588
せとうち児島ホテル	岡山県倉敷市下津井吹上303-53	086-473-7711
WASHUBLUERESORT 風 籠	岡山県倉敷市下津井吹上303-17	086-479-9500
国民宿舎 良寛荘	岡山県倉敷市玉島柏島478	086-522-5291
国民宿舎 サンロード吉備路	岡山県総社市三須825-1	0866-90-0550
公共の宿 神原荘	岡山県高梁市松原町神原2281-3	0866-22-0135
湯郷グランドホテル	岡山県美作市湯郷581-2	0868-72-0395
油 屋	岡山県真庭市湯原温泉27	0867-62-2006
花 や し き	岡山県真庭市湯原温泉21	0867-62-3341
湯 の 蔵 つ る や	岡山県真庭市湯原温泉144	0867-62-2016
湯 の 里 瀬 戸 川 温 泉	岡山県苫田郡鏡野町寺元425-9	0868-54-4118
奥 津 荘	岡山県苫田郡鏡野町奥津48	0868-52-0021
芙 蓉 別 館	鳥取県米子市皆生温泉3-14-10	0859-34-0009
白 石 家	島根県松江市玉湯町玉造44-2	0852-62-0521
民 宿 岩 屋 荘	広島県呉市倉橋町鹿島上18857	0823-54-1057
旅 館 三 七 十 館	兵庫県美方郡香美町香住区境906	0796-36-3330
国民宿舎 小豆島	香川県小豆郡小豆島町池田1500-4	0879-75-1115
国民の宿 うみがめ荘	徳島県海部郡美波町日和佐浦370-4	0884-77-1166
ホ テ ル 葛 城	愛媛県松山市道後湯月町4-16	089-931-5141
花 ゆ づ き	愛媛県松山市道後湯月町4-16	089-943-3333
石 鎚 京 屋 観 光 旅 館	愛媛県西条市西之川甲106	0897-59-0335
国民宿舎 足摺テルメ	高知県土佐清水市足摺岬1433-3	0880-88-0301

施 設 名	所 在 地	電 話
国 民 宿 舎 桂 浜 荘	高知県高知市浦戸城山830-25	088-841-2201
ワ シ ン ト ン ホ テ ル 旭 川	北海道旭川市宮下通7丁目3112	0166-23-7111
然 別 湖 畔 温 泉 ホ テ ル 風 水	北海道河東郡鹿追町字然別湖畔	0156-67-2211
十 勝 川 温 泉 ・ 湯 元 富 士 ホ テ ル	北海道河東郡音更町十勝川温泉南14-1	0155-46-2201
道 後 温 泉 ホ テ ル 古 湧 園 遥	愛媛県松山市道後鷺谷町1-1	089-945-5911
道 後 温 泉 八 千 代	愛媛県松山市道後多幸町6-34	089-947-8888
琵 琶 湖 温 泉 緑 水 亭	滋賀県大津市雄琴6-1-6	077-577-2222
松 の 家 花 泉	岡山県真庭市湯原温泉320-1	0867-62-2121
萩 小 町	山口県萩市椿東越ヶ浜6509	0838-25-0121
萩 一 輪	山口県萩市堀内菊ヶ浜482-2	0838-25-7771
リ ゾ ー ト ホ テ ル 美 萩	山口県萩市堀内菊ヶ浜485	0838-21-7121
さ ひ め 野	島根県大田市三瓶町志学2078-2	0854-83-3001
よ し の や	島根県鹿足郡津和野町後田口185-3	0856-72-4039
矢 掛 屋	岡山県小田郡矢掛町矢掛3050-1	0866-82-0111
亀 の 井 ホ テ ル 一 関	岩手県一関市巖美町字宝竜147-5	0191-29-2131
亀 の 井 ホ テ ル 大 洗	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町7986-2	029-267-3191
亀 の 井 ホ テ ル 潮 来	茨城県潮来市水原1830-1	0299-67-5611
亀 の 井 ホ テ ル 塩 原	栃木県那須塩原市塩原1256	0287-32-2845
亀 の 井 ホ テ ル 喜 連 川	栃木県さくら市喜連川5296-1	028-686-2822
亀 の 井 ホ テ ル 長 瀬 寄 居	埼玉県大里郡寄居町末野2267	048-581-1165
亀 の 井 ホ テ ル 鴨 川	千葉県鴨川市西町1137	04-7092-1231
亀 の 井 ホ テ ル 九 十 九 里	千葉県旭市仁玉2280-1	0479-63-2161
亀 の 井 ホ テ ル 青 梅	東京都青梅市駒木町3-668-2	0428-23-1171
シャトレーゼホテル石和	山梨県笛吹市石和町松本348-1	055-262-3755
亀 の 井 ホ テ ル 福 井	福井県福井市湊町43-17	0776-36-5793
亀 の 井 ホ テ ル 熱 海	静岡県熱海市水口町2-12-3	0557-83-6111
亀 の 井 ホ テ ル 熱 海 別 館	静岡県熱海市水口町2-13-77	0557-83-6111
亀 の 井 ホ テ ル 伊 豆 高 原	静岡県伊東市八幡野1104-5	0557-51-4400
亀 の 井 ホ テ ル 焼 津	静岡県焼津市浜当目1375-2	054-627-0661
亀 の 井 ホ テ ル 知 多 美 浜	愛知県知多郡美浜町奥田砂原39	0569-87-1511
亀 の 井 ホ テ ル 鳥 羽	三重県鳥羽市安楽島町1200-7	0599-25-4101
亀 の 井 ホ テ ル 彦 根	滋賀県彦根市松原町3759	0749-22-8090

施 設 名	所 在 地	電 話
亀の井ホテル 富田林	大阪府富田林市龍泉880-1	0721-33-0700
亀の井ホテル 大和平群	奈良県生駒郡平群町上庄2-16-1	0745-45-0351
亀の井ホテル 奈良	奈良県奈良市二条町3-9-1	0742-33-2351
亀の井ホテル 紀伊田辺	和歌山県田辺市目良24-1	0739-24-2900
亀の井ホテル 有馬	兵庫県神戸市北区有馬町1617-1	078-904-0951
亀の井ホテル 赤穂	兵庫県赤穂市御崎883-1	0791-43-7501
亀の井ホテル 淡路島	兵庫県淡路市富島824	0799-82-1073
亀の井ホテル せとうち光	山口県光市室積東ノ庄31-1	0833-78-1515
亀の井ホテル 観音寺	香川県観音寺市池之尻町1101-4	0875-27-6161
亀の井ホテル 高知	高知県吾川郡いの町波川11569	088-892-1580
亀の井ホテル 玄界灘	福岡県北九州市若松区大字有毛2829	093-741-1335
亀の井ホテル 柳川	福岡県柳川市弥四郎町10-1	0944-72-6295
日田天領水の宿	大分県日田市中ノ島町685-6	0973-24-0811
亀の井ホテル 阿蘇	熊本県阿蘇市一の宮町宮地5936	0967-22-1122
真庭リバーサイドホテル	岡山県真庭市開田620	0867-52-1521
琵琶湖グランドホテル	滋賀県大津市雄琴6-5-1	077-579-2111
道後プリンスホテル	愛媛県松山市道後姫塚100	089-947-2000
橋 津 屋	鳥取県東伯郡三朝町三朝886	0858-43-0719
ポピースプリングス リゾート&スパ	岡山県美作市湯郷538-1	0868-72-7575

※新型コロナウイルスの影響等により、休業や閉業となっている施設があります。申込時には必ず当該施設へ直接問い合わせてください。

予防接種を受けて、病気予防をしましょう

組合が実施をするインフルエンザ予防接種の補助について

対 象 者：組合員とその家族（建設国保の資格のある方）

補 助 額：接種対象期間内1人1回限りで1,500円を限度に補助。

1,500円未満の場合には、実費分を補助します。

ただし、15歳未満は2回まで補助します。（15歳以上は1回のみ）

令和6年2月29日までに支部へ申請してください。

接 種 期 間：令和5年10月1日～令和6年1月31日

申 請 期 限：令和6年2月29日まで

申請書類等：医療機関が発行した領収書（原本）、印鑑

※領収書に以下の①～⑥全ての項目が明記されている領収書に限ります。

医療機関へ記載を依頼してください。

①接種年月日 ②医療機関名 ③領収印 ④接種者の氏名

⑤接種費用額（一人一回毎の費用額） ⑥「インフルエンザ（予防接種）」の表記

接種してから身体に免疫ができるのは2週間程度かかります。

インフルエンザが流行する12月までにはできるだけ接種を済ませましょう。

市町村が実施をする定期予防接種について

接種時期、摂取場所、対象者などの詳細については住民票のある市町村予防接種担当へお問い合わせください。

自己負担が市町村によって異なる予防接種 ※申請等が必要な場合があります

●高齢者肺炎球菌ワクチン

年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方や障害等を有する人で、今まで成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方など。

●インフルエンザワクチン

満65歳以上の方・障害等のある方など

全額公費負担の予防接種

●ロタウイルス・ジフテリア・百日せき・ポリオ・麻しん・風しん・BCG・日本脳炎・破傷風・Hib・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎・子宮頸がん（HPV）

（親子手帳や予防接種手帳等を参考にしてください）

●風しん抗体検査（追加的対策）

対 象：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性

実施期間：令和7年3月31日まで（実施期間が延長されています）

抗体検査→免疫がない方（十分な量の抗体がない方）→予防接種
（抗体検査は、日曜健診等でも受検できます。詳しくは支部へ）

●新型コロナワクチン

市町村から届く、案内を確認してください。（年齢・接種回数により対応が異なります。）

※クーポン券や接種券の再発行もできます。お住まいの市町村窓口へご連絡ください。

オンライン資格確認等について

オンライン資格確認システムが令和3年10月からスタートしました。

利用登録済みのマイナンバーカードが保険証として利用でき、医療機関等の窓口で資格確認が可能となる他、医療費控除書類作成の簡便化、また、患者の同意があれば過去の薬剤情報・特定健診情報を医師が確認でき、効率良い医療提供が行われるなどのメリットがあります。

ただし、マイナンバーカードの保険証利用は、マイナポータル等で事前の申請が必要になる他、読み取りのカードリーダーが設置されている医療機関等に限られます。

また、限度額認定証や高齢受給者証などの所得区分はマイナンバー制度を活用して判定します。そのため確定申告を行っていない場合やマイナンバーの提出が無い場合には正しい判定ができません。

また、紛失などによりマイナンバーを変更した場合や扶養の方に変更があった時は速やかに所属支部にて変更手続きをお願いします。

葬儀の手配、相談はエヴァホールまで

国保組合では、総合葬祭式場エヴァホール（株式会社いのうえ）と業務提携をしており、特別割引で葬儀等の依頼ができます。

葬儀用祭壇、弔事花環、弔事生花が10%割引になる他、花環、生花の手配代行も行っており、岡山県下全域で対応可能です。

また、お葬式に関する相続や財産、終活に関するさまざまな相談が無料で受けられます。利用の際に「岡山県建設国民健康保険組合員」と伝えてください。

特別割引	
葬儀用祭壇	10%割引
弔事花環	10%割引
弔事生花	10%割引

無料相談
• 葬儀、法要に関すること
• 介護や健康、遺言・相続、お墓や仏壇に関すること

事前相談
随時
受付中

お問合せ先



総合葬祭式場
エヴァホール
フリーダイヤル 0120-05-1000
<http://www.everhall.co.jp>

後期高齢者医療制度について

- 後期高齢者医療制度の被保険者になるのは、75歳以上の人は全員で選択制ではありません。65歳以上で一定の障害がある人は申請により被保険者になります。
- 病院等での自己負担割合は、一般の人は1割、現役並み所得者は2割または3割です。
- 保険料は年金からの天引きが原則です。
- 1人に1枚の保険証です。
- 制度の運営は県内全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が行います。
- 事務の窓口は市町村です。相談、申請は市町村役場で行います。

組合員本人が75歳になる場合

本人（75歳になる）⇒後期高齢者医療制度へ



（建労の組合員資格は継続され、組合費も引き落とされます。）

家族（74歳以下）⇒建設業従事者なら建設国保（本人）へ、建設業従事者以外なら市町村国保へ



（本人の建設国保の資格喪失に伴い、家族の資格も無くなります。）

※法人事業主・労災保険加入者の労働組合脱退には注意が必要です。詳しくは支部へ。

家族が75歳になる場合 ※組合での手続きは不要です。

本人（74歳以下）⇒これまで通り建設国保



家族（75歳になる）⇒後期高齢者医療制度へ



家族（74歳以下）⇒これまで通り建設国保（家族）



建設国保の保険料の納付について、ご注意ください

1. 組合員が75歳になるとき
誕生月から、本人・家族とも、建設国保の保険料は不要です。
2. 組合員より先に75歳になる家族がいるとき
当該家族の保険料は、誕生月より不要です。

後期高齢者医療制度に移行しても、労働組合に残ってください

※ただし、事務員として加入している方は組合に残ることができませんので、支部にて脱退の手続きをお願いします。

けんろう共済給付一覧

共 済 事 由		給 付 金		
休業補償	病気やケガで	入院 1 日	3,000円	
		入院以外 1 日	1,000円	
死 亡	組 合 員		300,000円	
	配 偶 者		20,000円	
	子		20,000円	
	父 母		20,000円 (別居は5,000円)	
組合員の重度障害(事故がもとで著しい障害が残ったとき)		300,000円		
祝 金	結 婚		20,000円	
	出 産		20,000円	
	成 人		20,000円	
	資 格 取 得		20,000円	
	入 学	小 学 校	20,000円	
		中 学 校	20,000円	
	組合員還暦 (60歳)		20,000円	
組合員敬老 (70歳から5歳ごとに)		20,000円		
住 宅 災 害	火 災 等	全 焼 ・ 全 壊	1,000,000円	
		半 焼 ・ 半 壊	500,000~900,000円	
		一 部 焼 ・ 壊	~300,000円	
	自然災害等	風水害等	全壊・流失	300,000円
			半 壊	150,000円
			一 部 壊	10,000~30,000円
			床 上 浸 水	10,000~150,000円
		地震等	全壊・流失	100,000円
			大規模半壊	60,000円
			半 壊	50,000円
			一 部 壊	10,000円
	同居親族死亡		100,000円	

支部一覽

支 部 名	住 所	電 話	F A X
岡 山	岡山市北区東古松1-14-1	086-231-0887	086-225-6544
倉 敷	倉敷市幸町1-12	086-424-1332	086-424-1065
児 島	倉敷市児島小川5-1-27	086-473-0358	086-472-0072
玉 島	倉敷市玉島阿賀崎1760-3-4	086-525-3282	086-525-1008
津 山	津山市志戸部691-1	0868-22-4924	0868-24-1730
玉 野	玉野市宇野1-43-28	0863-31-5020	0863-31-8263
総 社	総社市真壁1444-3	0866-92-2517	0866-92-2539
西 大 寺	岡山市東区西大寺中3-17-11	086-942-3251	086-943-8131
高 梁	高梁市鉄砲町1751-3	0866-22-3639	0866-22-4005
和 気	備前市浦伊部161-6	0869-64-3135	0869-64-3153
都 窪	岡山市北区撫川1269-1	086-259-4400	086-259-4401
笠 岡	笠岡市十一番町11-81	0865-63-6372	0865-69-1601
真 庭	真庭市古見201-5	0867-42-1560	0867-42-2287
井 原	井原市井原町833	0866-62-1634	0866-65-1511
御 津	岡山市北区御津金川715	086-724-3762	086-724-9525
小 田	小田郡矢掛町東川面1166-1	0866-83-3081	0866-83-3081
久 米	久米郡美咲町原田4345-1	0868-66-2772	0868-66-2771
苫 田	津山市加茂町小中原64	0868-42-2457	0868-42-2457
赤 磐	赤磐市高屋504-3	086-955-6345	086-955-9272
児 島 郡	岡山市南区彦崎2835-1	086-362-5674	086-363-9728
吉 備	倉敷市真備町箭田1180-3	086-698-7388	086-697-1214
英 田	美作市林野440	0868-72-1572	0868-72-1262
新 見	新見市新見858	0867-71-3111	0867-71-3112
苫 田 西	苫田郡鏡野町土居1536-1	0868-54-0151	0868-54-7571

個人情報の保有と利用目的に関するお知らせ

岡山県建設労働組合並びに岡山県建設国民健康保険組合（以下「組合」という）は、建設労働者の経済的地位の向上と労働条件の維持改善を図り、暮らしと健康を守る運動を進めています。そのため、組合に加入する組合員とその家族の氏名・住所・生年月日等個人情報を保有しています。個人情報保護法の定めに基づき、保有する個人情報の利用目的を次の通りお知らせします。

また、個人情報の開示等請求及び苦情の申出についても、下記にて受け付けます。

I 利用目的

【労働組合での利用目的】

①諸制度・政策要求に必要な利用目的

1. 組合員資格の管理と組合費の徴収
2. 集会等への参加の呼びかけ
3. 組合活動中の事故に対する救援

②福利厚生、共済事業や生活改善に必要な利用目的

1. けんろう共済規定に定める死亡及び重度障害、住宅災害、休業、結婚、出生、成人、入学、敬老、脱退一時金等各種給付金の支給

③仕事確保、組織拡大等の組合活動に必要な利用目的

1. 作業主任者講習、技能講習等各種資格取得のための講習会への参加呼びかけ
2. 役員会、班長会の開催及び組合の世話活動と組織拡大の呼びかけ

④その他上記活動に伴う業務に必要な利用目的

1. 組合機関紙の配布、広告宣伝物の配布、事業部による物販活動

【国保組合での利用目的】

利用目的	組合内部での利用目的	外部への業務委託
①保険給付に必要な利用目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 療養等の給付 2. 入院食事療養費の支給 3. 償還金等の支給 4. 外傷の問い合わせ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資格等のデータ処理及びレセプトデータの入力 2. 給付金振込情報の金融機関への提供
②保険料の徴収に必要な利用目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者資格の確認 2. 国保保険料の徴収 3. 家族被保険者の認定 4. 被保険者証の発行 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料引落とし情報の金融機関への提供 2. 領収書・請求書の作成
③診療報酬の審査支払いに必要な利用目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査 2. 職業病の取組み 3. 資格喪失後の受診等に係る医療機関への照会 	<ol style="list-style-type: none"> 1. レセプトの配列委託 2. レセプト内容の点検 3. 第三者行為に係る求償の委託
④保健事業に必要な利用目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康家庭表彰 2. 健康診断・特定健診の実施 3. 保養施設利用者への補助 4. 医療費通知の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療費通知書の作成
⑤事業運営の安定に必要な利用目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療分析・疾病分析 2. 業務の維持改善の為の基礎資料 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種医療費の統計

II 個人情報の開示請求等の受付

個人情報の開示請求及び苦情の申し出の手続きについては、下記組合本部までお問い合わせください。

岡山市北区駅元町23-12 岡山県建設労働組合 電話 086-252-2338

〃 岡山県建設国民健康保険組合 〃 086-252-9595